

## 2020年度（令和2年度）学生別申請可能な入学科・授業料免除等制度申請一覧

学部学生（新入生）							
	高等教育修学支援制度による授業料等免除制度		大阪大学授業料免除等制度				
	入学科	授業料	入学科		授業料		
	免除のみ	免除のみ	免除	収納猶予	免除	収納猶予	分納
日本人等学生で高等教育修学支援制度の支援対象者の要件を満たす方	○（セット） 【必ず申請】		○ （希望者のみ）	○ （希望者のみ）	○ （希望者のみ）	/	/
日本人等学生で高等教育修学支援制度の支援対象者の要件を満たさない方	/	/	○	○	○（いずれか選択）		
外国人留学生の方	/	/	○	○	○（いずれか選択）		

学部学生（在生）							
	高等教育修学支援制度による授業料等免除制度		大阪大学授業料免除等制度				
	入学科	授業料	入学科		授業料		
	免除のみ	免除のみ	免除	収納猶予	免除	収納猶予	分納
日本人等学生で高等教育修学支援制度の支援対象者の要件を満たす方	/	○ 【必ず申請】	/	/	○ （希望者のみ）	/	/
日本人等学生で高等教育修学支援制度の支援対象者の要件を満たさない方	/	/	/	/	○（いずれか選択）		
外国人留学生の方	/	/	/	/	○（いずれか選択）		

大学院学生（新入生）							
	高等教育修学支援制度による授業料等免除制度		大阪大学授業料免除等制度				
	入学科	授業料	入学科		授業料		
	免除のみ	免除のみ	免除	収納猶予	免除	収納猶予	分納
日本人等学生の方	/	/	○	○	○（いずれか選択）		
外国人留学生の方	/	/	○	○	○（いずれか選択）		

大学院学生（在生）							
	高等教育修学支援制度による授業料等免除制度		大阪大学授業料免除等制度				
	入学科	授業料	入学科		授業料		
	免除のみ	免除のみ	免除	収納猶予	免除	収納猶予	分納
日本人等学生の方	/	/	/	/	○（いずれか選択）		
外国人留学生の方	/	/	/	/	○（いずれか選択）		

注1. 日本人等学生とは、①日本国籍を有する者、②法定特別永住者として本邦に在留する者、③永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等をもって本邦に在留する者、④定住者の在留資格をもって本邦に在留する者で将来永住する意思があると認められた者のことを言います。

注2. 外国人留学生には、在留資格「留学」で在籍する者のほか、注1に示す以外の在留資格（例：家族滞在など）で在籍する者を含みます。

注3. 「高等教育修学支援制度」は、大学等における修学の支援に関する法律（令和元年法律第八号）及び関係政省令等の法令に基づき、国が認定する高等教育機関の学部等に在籍する日本人等学生（特別永住者、永住者などを含む）のうち、住民税非課税世帯及び住民税非課税世帯に準ずる世帯を対象として、国の統一基準により2020年度（令和2年度）4月から実施される新たな経済的支援制度のことを言います。「高等教育修学支援制度」の支援対象者の要件はこの法令等に基づくものとなります。

注4. 学部等に在籍する日本人等学生（特別永住者、永住者などを含む）で、「高等教育修学支援制度」の支援対象者の要件を満たす方は、「高等教育修学支援制度による授業料等免除制度」の申請を行う必要があります。

注5. 「高等教育修学支援制度」の支援対象者の要件を満たし、「高等教育修学支援制度による授業料等免除制度」の免除申請を行う方で、「大阪大学授業料免除等制度」の申請要件を満たす場合、希望者については「大阪大学授業料免除等制度」の免除等申請を併せて行うことが可能です。この場合、例えば、「高等教育修学支援制度」による減免の支援が、第三区分（1/3減免）や第二区分（2/3減免）となるような場合であっても、「大阪大学授業料免除等制度」の免除の申請を行っているときは、予算の範囲において選考のうえ、認められた方に対して追加支援（上乗せ支援）が実施される可能性があります。

注6. 「高等教育修学支援制度による授業料等免除制度」と、「大阪大学授業料免除等制度」は異なる制度ですので、併せて申請する場合はそれぞれの「申請案内」または「申請要項」を確認・熟読のうえ、それぞれの所定の期限までに所定の申請手続を行ってください。